

国立大学法人北海道大学大学院水産科学研究院と国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター及び紋別市との連携協定書

1 国立大学法人北海道大学大学院水産科学研究院、国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター及び紋別市は、互いに連携のもと、学術・教育・文化及び地域振興に関する各分野において協力し、相互の発展充実を目的として、この協定を締結する。

なお、相互協力の形態、協力による成果の利用条件などについて、三者間で協議するものとする。

【連携事項】

- (1) 水産科学技術の発展に関すること
- (2) 水産資源の活用に関すること
- (3) 海洋環境及び海洋生物に関すること
- (4) 地域振興に関すること
- (5) 教育・人材育成に関すること
- (6) その他両者の協議による事項

2 この協定は三者が署名した日に発効し、平成29年3月末日までの期間に限り有効とする。

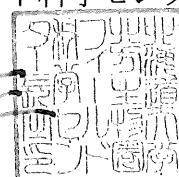
ただし、三者のうちのいずれかにより異議の申し出がない場合は、自動的に1年間期間を延長し、その後も同様とする。

3 この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、三者が各1通を保管するものとする。

平成28年11月14日

国立大学法人北海道大学大学院水産科学研究院

研究院長



国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター

センター長



紋別市

市長

